

業務委託仕様書（デジタルスタンプラリー）

1 委託業務の概要

(1) 件名

令和6年度「山形県公共交通利用強化月間イベント」を対象とするデジタルスタンプラリー業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(3) 目的

広く県民に県内鉄道の利用を促すため、10月（鉄道の日：10月14日）を「公共交通利用強化月間」に設定し、期間中に開催される「公共交通利用強化月間イベント」に鉄道を利用して参加してもらうための仕掛けとしてデジタルスタンプラリーを実施することにより、鉄道に興味・関心を持ち、利用について考えるきっかけをつくることを目的とする。

※ 「公共交通利用強化月間イベント」及びデジタルスタンプラリーの概要は別紙「山形県公共交通利用強化月間イベント」を対象とするデジタルスタンプラリー事業の実施について」のとおり。

2 委託業務内容（仕様）

(1) デジタルスタンプラリーのシステム構築・管理運営

①システム構築

(ア) スマートフォン、タブレット等のモバイル端末でスタンプラリーに参加できるシステムを製作、または、既存の提供システムを利用して構築すること。また、スタンプラリーに参加するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとするが、可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステムとすること。

(イ) 二次元コードによりスタンプを獲得できるシステムとすること。また、スタンプスポット（二次元コード設置箇所）を地図上において確認できる仕様とすること。

(ウ) 参加者が獲得できるスタンプ数は、スタンプスポット1箇所につき1個とすること。

(エ) スタンプは、イベントの開催2時間前から獲得可能となるように設定すること。

※二次元コードのボードをイベント開催2時間前に設置するなど、必ずしもシステム上の設定による対応とする必要はない。

(オ) スタンプ獲得数に応じて、賞品を応募できるシステムとするが、賞品の応募の際には複数の賞品の中から選ぶことができるようにすること。

※【スタンプ3個以上賞】の応募者は、抽選に漏れた場合に【スタンプ2個賞】の抽選対象者となるよう設定し、応募の際に【スタンプ3個以上賞】と【スタンプ2個賞】の両方の賞品を選んだうえで応募することとする。

(カ) スタンプラリー参加料は無料とするが、同一の個人が複数のアカウントを使用して不正に参加することがないように、適正な措置を講ずること。

(キ) 参加者がスタンプ獲得数やスタンプスポットの位置をモバイル端末のスタンプラリー画面で確認できるようにすること。また、システムには、スタンプスポットの名称のほか、具体的設置場所を明示する（例：「〇〇駅の改札内南側に設置」）など、参加者がスポットを探しやすくなる情報の登録を行うこと。

(ク) スタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ獲得等の情報が引き継げるシステムとすること。

(ケ) システム構築完了後、速やかにシステム概要や管理運営、操作方法など機能全体について説明する資料やマニュアルを発注者へ提出し、スタンプラリー実施の際に受ける問合せ等に発注者が対応できるよう説明を行うこと。

②システム管理運営

(ア) システムを安定して運営できるよう、適切に保守管理を行うこと。

(イ) スタンプラリー開催期間中の県庁開庁時間中は、スタンプラリーの開催内容、参加方法、システムの説明、スタンプスポット設置箇所などの問合せへの対応については発注者が行う。ただし、システム管理運営上において、受注者の説明が必要であると発注者が判断した場合には対応を行うこと。また、受注者は、スタンプラリー実施当日（10月中の土曜日、日曜日、祝日）に参加者からの問合せに対応できる体制とすること。

※ スタンプラリー実施当日にスタンプラリースポット（二次元コード設置箇所）に設置するボードには、受注者の連絡先を記載することとなる。

(ウ) スタンプラリー開催期間中、スタンプラリー参加者の情報、集計データ等について発注者の求めに応じて提供できるようにすること。

(エ) 個人を特定できる情報（住所、氏名、電話番号等）の収集については、賞品の応募や下記（4）デジタルスタンプラリーの効果測定の実施に必要な項目に限ること。また、その取扱いにあたっては関係法令を遵守すること。

(2) デジタルスタンプラリーの企画・運営

①開催期間等

(ア) スタンプラリー実施日（スタンプ獲得可能日）

令和6年10月中（土曜日、日曜日、祝日の9日間） [別紙を参照]

※ 今後、イベント開催日等が変更となる可能性がある。

(イ) 賞品応募期間

令和6年10月28日（月）～11月22日（金）まで

(ウ) 賞品の発送時期

賞品応募期間終了後～令和6年12月20日（金）まで

②スタンプラリースポット（二次元コード設置箇所）

(ア) スタンプラリースポット（二次元コード設置箇所）について [別紙を参照]

設置箇所は、指定するイベント会場の最寄り駅（改札内を想定）もしくはイベント会場内とし、1会場あたり1箇所とする。

発注者は、設置箇所の所有者とスポット設置に関する交渉や調整を行い、決定後、別途設置箇所や設置の時間について受注者に報告する。

※設置時間は、イベントの開始2時間前までとする想定。

(イ) ボード等の設置

受注者は、スタンプラリースポットに設置するボード（B2サイズを想定）を17枚作成し、各スタンプラリースポットに設置すること。

《ボード等の仕様》

・ボードには、二次元コードの表示に加え、POPの役割を兼ねる内容を記載する。

※「デジタルスタンプラリー」を周知するチラシの表面に記載する事項を記載すること。

（別添「チラシ制作に係る仕様書」を参照。ただし、ボードに記載する「問合せ先」は、受注者の連絡先を記載すること。）

・設置方法として、イーゼル等を置き、そこにボードを立てかける形態とする。

・安全対策（強風対策）や盗難防止対策として、ボードとイーゼル等の固定、重りの設置やチェーンによる固定などを行うこと。

(ウ) ボード等の撤去

イベント終了後のボード等の撤去は、発注者側で対応するため、受注者側は対応不要。

※発注者がイベント主催者等に撤去（保管）を依頼し、後日回収する。

③賞品の決定及び手配

(ア) 賞品を応募するために、スタンプを2個以上獲得することを要件とする。具体的には、次の

賞品例 (60個)

 以下に記載の区分のとおり。

※賞品応募に際しては、スタンプを2個以上獲得する他、アンケートへの回答が賞品応募の要件になる。(下記(4)の①に記載。)

(イ) 受注者は、賞品の購入や手配を行うこと。賞品の内容及び個数については、次の **賞品例 (60個)** 以下に記載の内容を元に発注者と協議の上で決定することとする。

賞品例 (60個)

【スタンプ2個賞】 2,000円相当×50人 → 3種類の内から1種類を選択

【スタンプ3個以上賞】 10,000円相当×10人 → 2種類の内から1種類を選択

※それぞれの区分で、複数の賞品を準備し、選択できる形とする。

※【スタンプ2個賞】の賞品は、3種類の内、既に賞品候補が2種類決まっているため、残りの1種類を選考すること。また、【スタンプ3個以上賞】の賞品は、2種類を選考すること。

※【スタンプ3個以上賞】に応募した方は、抽選に漏れた場合でも、セカンドチャンスで【スタンプ2個賞】の抽選に参加できる(自動的に抽選対象者に含める)ものとする。

④ 当選者の決定、賞品の発送

(ア) 受注者が応募情報を取りまとめ、当選者の決定作業を行うこと。当選者の決定方法は、抽選とすること。

(イ) 当選者の決定後は速やかに賞品の手配、発送を行うこと。また、賞品が生鮮食品等となる場合、その発送については細心の注意を払うこと。

(3) デジタルスタンプラリーの広報・情報発信

① 広報PRツールの作成

スタンプラリーの参加方法等を簡潔にまとめ、開催を周知するとともに、参加を促進する内容を加味した次の広報PRツールを作成すること。また、作成の際には、「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」のロゴマークを使用すること。(ロゴマークのデータは発注者が用意する。)

(ア) 広報用チラシ：20,000枚 ※「チラシ制作に関する仕様書」は別途定める。

(イ) スタンプラリースポット(二次元コード設置箇所)用のボード：17枚

※(イ)の仕様は2の(2)の②(イ)に記載。

《広報PRツール作成に係る留意点》

- ・ 受注者は、チラシ等の広報PRツールを作成する際は、発注者との連絡・調整を随時行い、その指示に従うこと。また、使用する画像(写真含む)について著作権や肖像権の侵害が無いように十分に注意するとともに、使用許可が必要な画像等を使用する場合は、受注者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受注者はその一切の責任を負うこと。
- ・ 作成した画像等の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)は、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会(以下、「鉄利同盟会」という。)に帰属することとし、鉄利同盟会が作成する各種情報提供媒体で使用できるものとする。

② 広報活動

デジタルスタンプラリー実施についての広報・情報発信は発注者が行うため、広報・情報発信を行う際に使用する情報や素材(デザイン)等については、発注者に提供すること。

また、受注者が持つ広報媒体(ホームページ、冊子、SNS、社内情報媒体等)において、デジタルスタンプラリーの広報活動を行うこと。

(4) デジタルスタンプラリーの効果測定等

① アンケートの実施

企画実施による効果を測定するため、あるいは公共交通（鉄道）の利用促進に向けた今後の取組みの参考とするため、賞品への応募時にアンケートを実施すること。なお、アンケート項目は、発注者が別途指示する。

※アンケートへの回答が賞品応募の要件になるようにシステムを設定するとともに、上記（3）①の広報PRツール（チラシ、ボード）やシステム上でその旨を明示すること。

②アクセス集計による分析、報告書の作成

スタンプラリー参加者や応募者のアクセス集計を行い、スポット毎の集客度や回遊性の傾向など、年代別、性別、居住地域等の観点から分析を行い、その効果について報告書を作成し、令和7年1月31日（金）までに発注者に提出すること。但し、提出前に発注者の了承を得たものに限る。

（5）その他

提出する際の資料や作成フォームは、ワードやエクセルなど一般的に普及しているソフトで作成したものを提出すること。

3 個人情報の取扱い

受注者が業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、個人情報の漏えい等の行為には、山形県個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。

4 守秘義務

受注者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、自己の利益のために使用することもできない。業務完了後においても同様とする。

5 成果品の定義並びに納入場所及び納入期限

（1）成果品の定義：業務完了報告書

（2）納入場所：山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会事務局

（山形県庁6階 山形県みらい企画創造部総合交通政策課 沿線活性化担当）

（3）納入期限：事業完了日より15日以内

6 その他

（1）事業実施にあたり、発注者と連絡・調整しながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行うこと。

（2）契約金額には、本業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。

（3）仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定すること。

7 問い合わせ先

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会事務局

（山形県庁6階 山形県みらい企画創造部総合交通政策課 沿線活性化担当）

〒990-0023 山形市松波2丁目8-1

電話：023-630-2161 / FAX：023-630-3082